令和３年１月吉日

２月は「相続登記はお済みですか」月間です!!

相続に関する無料相談を実施します!!

愛媛県司法書士会

愛媛県司法書士会では、毎年２月の１か月間を「相続登記はお済みですか」月間と定め、下記のとおり、無料相談を実施します。

相続登記をはじめとして、遺言、遺産分割協議など相続に関する相談に、司法書士が適切なアドバイスを行います。

◆日時・場所：２月の１か月間、県下各司法書士事務所にて随時承ります。
（なお、各事務所に連絡のうえ事前の予約をお願いします。）
◆相　談　料：無　料（事前予約の場合）
◆相　談　例：登記名義人が亡くなった先々代のままなのですが・・・
パートナーに全財産を相続させたいのですがどうすればいいのでしょうか?
相続人の中に行方不明の人がいて、遺産分割協議ができません・・・
など

相続登記とは、相続した不動産の名義を相続人に変更することをいいます。
近時、相続が発生した不動産について相続登記がされていないケースが数多く存在していることが、空き家問題や東日本大震災からの復興に関連して報道されるなど、相続登記が社会的な関心を集めております。

不動産の名義を変更していないと、そのままでは売却することはできず、担保にして融資を受けようとする場合などにも手続きが順調に進みません。また、長い間放置しておくと、相続権のある人が次第に増えて権利関係が複雑になり、様々なトラブルが発生することも少なくありません。
そのため、できるだけ早い時期に登記手続を行うことが重要となります。

こうした背景から、全国の司法書士会では、毎年２月を「相続登記はお済みですか」月間と定め、無料相談を実施しています。

司法書士は、「くらしの法律家」として、市民の権利擁護に寄与します。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆　本件に関するお問合せ先　◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

〒790-0062　松山市南江戸１丁目４番１４号

愛媛県司法書士会　　TEL：089-941-8065

★相続登記相談センター★

【お問い合わせ先】089-941-1263